社団法人全日本病院協会 会 長 西澤 寛俊 殿

厚生労働省職業安定局長

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構理事長

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力のお願い

日頃から、障害者の雇用促進と職業の安定にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の雇用につきましては、事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯の 理念の下、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」といいます。)に則り、ご尽力いただい ているところです。

近年、障害者の就労意欲が高まる中、障害者の雇用は着実に進展しておりますが、中小企業における 障害者雇用状況の改善が遅れているほか、短時間労働に対する障害者の一定のニーズがあるにもかかわ らず、現行の障害者雇用率制度(以下「雇用率制度」といいます。)では対応していないなど、障害者 の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、平成20年12月に法の一部が改正され、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度(以下「納付金制度」といいます。)について次の3点が平成22年7月1日から施行されます。

- ① 納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の中小企業に 拡大
- ② 雇用率制度及び納付金制度の労働者数及び雇用障害者数の算定に当たって、週20時間以上 30時間未満の短時間労働者の数を算入
- ③ 雇用率制度及び納付金制度の労働者数の算定に当たって、除外率設定業種の除外率を一律 10%ポイント引下げ

つきましては、雇用率制度及び納付金制度の改正内容を十分にご理解いただき、法定雇用率を達成すべく障害者を雇用していただくとともに、併せて、改正納付金制度による適正な申告・納付、申請を法定の期間内に確実に行っていただきますよう、貴団体の会員等の皆様に対する周知についてご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴団体及び会員等の皆様のますますのご発展をお祈りいたします。

- ※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。
- ※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成23年4月開始となります。

【本件担当】 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課 TEO3-5253-1111 (内線5857)

独立行政法人 高齡 障害者雇用支援機構 納付金部 改正制度準備室

Tel 0 3 - 5 4 0 0 - 1 6 4 4

(ホームページアドレス http://www.jeed.or.jp/)

事業主の皆様へ

平成22年7月「改正障害者雇用納付金制度」スタート! 平成23年4月申告開始!!



パートタイマーなど、短時間労働者

を多数雇用している事業主の皆様は、ご注意ください。

週20時間以上30時間未満の短時間労働者も障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象となりました。 法定雇用障害者数等の算定方法は次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定方法

法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)

= | 常時雇用している労働者数 (短時間労働者を除きます。) 改正点

常時雇用している労働者のうち、 短時間労働者の数

 $\times 0.5$

×1.8% (法定雇用率)

雇用障害者数のカウントの方法

常時雇用している労働者である障害者1人を、障害の種類・程度及び週所定労働時間で区分した右表の該当する欄の人数に換算して雇用障害者数を計算します。

障害の種類・程度		週所定労働時間		
		30時間以上	20時間以上30時間未満(短時間労働者)	
			平成22年6月まで	平成22年7月から
身体·知的障害者		1人	- 改正	点 0.5人
	重度	2人	1人	1人
精神障害者		1人	0.5人	0.5人



除外率が適用

されている事業所のある事業主の皆様は、ご注意ください。

除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられました。



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

URL http://www.jeed.or.jp/ 納付金部 (電話03-5400-1644) 詳しくは、当機構又は各地域の問合せ窓口まで、 お問合せください。

○ 各地域の問合せ窓口の連絡先は、当機構ホームページを ご覧(ださい)

中小企業事業主の皆様は、ご注意ください。

常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主の皆様も、障害者雇用納付金の申告が必要となりました。

対象事業主の範囲拡大等の施行が、平成22年7月からのため、平成23年度については、常時雇用している労働者数が300人を超える事業主を含め、申告の仕方が平成24年度以降と異なります。

平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え 200人以下の中小企業事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

平成23年度の申告

改正制度スタート 平成22年度 8月 10月 11月 12月 7月 9月 1月 4月 5月 6月 改正前の制度が適用されます。 改正制度 が適用されます。 常時雇用している労働者数 (短時間労働者を除きます。) 常時雇用している 労働者数 短時間労働者を 除きます。 短時間労働者数(1人を0.5カウント)

301人以上の月が 「2か月以上」ある。 申告が必要です。 200人を超える月が 「4か月以上」ある。 申告が必要です。

いずれの場合も、年度途中の事業廃止等の場合を除き、平成23年4月1日から同年5月16日までの間に申告を行っていただきます。

雇用障害者数が、法定数を下回っている場合は、申告期限までに納付金の納付が必要です。

「法定数からの不足数1人につき[、] 月額 50,000円()を納付いた だきます。

)納付金の減額特例

常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、平成22年7月から平成27年6月まで納付金の「減額特例」が適用されます。

- 納付金の額(1人につき月額「50,000円」)が「40,000円」に減額されます。
- ・平成23年度の申告において、納付金の「減額特例」の対象となるのは、平成22年7月から平成23年3月までの9か月間に、常時雇用している労働者数が300人以下の月が「6か月以上」ある事業主です。

平成23年2月を中心に、全国で納付金の申告・申請手続きを適正、円滑に行っていただくための「障害者雇用納付金制度事業主説明会」を開催します。開催日程等の詳細については、確定次第、当機構のホームページ等でご案内いたします。是非、ご参加ください。